

持続化給付金の不正受給は 犯罪です!!



事業を実施していないにもかかわらず申請する。



各月の売上を偽って申請する。



売上減少の理由が新型コロナウイルスの影響によらないのに申請する。

上記の行為は

全て犯罪です。

犯罪行為はあなたの人生を狂わせます。

現在「持続化給付金」の不正受給の調査を行っております。

不正は絶対に許しません。

不正受給と判断された場合の処置

- ① 給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ② 申請者の屋号・雅号・氏名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。



経済産業省



中小企業庁

情報提供窓口 不正受給を行っている法人・個人を見つけた場合や、不正受給の勧誘を受けたという場合はこちらまでご相談ください。

持続化給付金コールセンター ※申請時期が不明な場合、いずれかの番号にご相談ください。

☎ 2020年8月31日以前に申請された方

0120-115-570

☎ 2020年9月1日以降に申請された方

0120-279-292